

岡山県公報

発行
岡山県岡山市山下
二丁目4番6号

主要目次

- 保安林の解除予定……………四七
- 土地改良事業計画の変更の認可……………四七
- 第四百七十六回岡山海区漁業調整委員会開催……………四七
- 訪問販売に関する業務の停止……………四七
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請の取下げ……………四六
- 特定非営利活動法人の設立認証の申請……………四六
- 開発許可を受けた開発行為に関する……………四六
- 工事の完了……………四九
- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了……………四九
- 土地改良事業施行認可申請の縦覧……………四九
- 土地改良区清算人の退任届……………四九
- 財団法人都道府県会館の平成十九年度経営状況……………四九
- 国土調査の成果の認証……………四九
- 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧……………四九

告示

●岡山県告示第四百二十二号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。
 平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

- 一 解除予定保安林の所在場所
 笠岡市白石島字水場二六七二の六
- 二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
 指定理由の消滅
- 一 解除予定保安林の所在場所
 笠岡市白石島字水場二六七二の六

岡山県知事 石井正弘

公告

〔三五〕特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり訪問販売に関する業務の停止を命じた。
 平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

- 二 保安林として指定された目的
 魚つき
- 三 解除の理由
 指定理由の消滅
- 岡山県告示第四百二十三号
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、土地改良事業（計画の変更）を次のとおり認可した。
 平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

- 一 土地改良事業を行う者の名称
 足守土地改良区
- 二 地区名及び工種
 地区名 工種
 下日近 区画整理
- 三 認可年月日
 平成二十年七月三十一日

●岡山県告示第四百二十四号

漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第二十五条第一項ただし書の規定により、第四百七十六回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。
 平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

- 一 日時 平成二十年八月二十六日（火曜日）
 午前九時四十分から
- 二 場所 岡山市内山下二丁目四番六号
 岡山県庁八階第四会議室
- 三 議題

- 第一号議案 会長及び会長職務代理者（副会長）の選任について
- 第二号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選任について
- 第三号議案 委員会指示について
- 第四号議案 委員会指示違反に伴う知事命令の申請について
- 第五号議案 区画漁業権一斉切替に係る漁場計画の樹立について

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

一 処分をした日

平成二十年八月五日

二 処分を受けた者の名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

名称 株式会社サンテック

所在地 赤磐市山陽三丁目四番四三三号

代表者の氏名 管内 勝己

三 処分の内容

法第八条第一項の規定による業務の停止

1 停止を命ずる業務の内容

(1) 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘すること。

(2) 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。

(3) 訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結すること。

2 期間

平成二十年八月六日から平成二十一年八月五日までの十二ヶ月間

四 処分の原因となった事実

株式会社サンテックは、平成二十年二月二十一日付け岡山県指令第二百二十号により岡山県知事が行った法第七条に基づく指示に従わず、当該指示の日以降において、次のとおり法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正及び購入者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

1 訪問販売における勧誘目的等の不明示(法第三条)

同社は、勧誘に先立って、勧誘の相手方に対し、「換気扇の調子はどうか。」等と告げるだけで、商品に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨又は当該勧誘に係る商品若しくは役務の種類を明らかにしていなかった。

2 不実告知(法第六条第一項)

同社は、商品の販売又は役務の提供について勧誘をする際、勧誘の相手方の居室のボイラーを設置した事業者が事業を継続しているにもかかわらず既に廃業したなど不実のことを告げた。

3 事実不告知(法第六条第二項)

同社は、商品の販売又は役務の提供について勧誘をする際、水道管のサビを取るのみ告げただけで、商品名や価格等を告げないまま、勧誘の相手方に商品の設置を承諾させた。

4 迷惑勧誘(法第七条第三号に基づく特定商取引に関する法律施行規則(昭和五十年通商産業省令第八十九号)第七条第一号)

同社は、商品の販売又は役務の提供について勧誘をする際、勧誘の相手方が購入する意思を示していないにもかかわらず購入するものと決めつけて居室へ上がり込むなど、勧誘の相手方に迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘を行った。

(三六) 申請の取下げがあったので、特定非営利活動法人の設立認証の申請(平成二十年

岡山県公告第三百二十八号)は、廃止する。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

(三六) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 申請のあった年月日

平成二十年八月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人桃の里

三 代表者の氏名

平松 教子

四 主たる事務所の所在地

倉敷市玉島阿賀崎二丁目七番三二号

五 定款に記載された目的

この法人は、精神・知的・身体障害者、並びに介護保険における要介護認定者とそれらを支える家族に対して、各種の相談に応じるとともに、障害者と要介護認定者とのふれあい、交流、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等、健康で明るい生活ができるよう日常生活の支援・相談・情報提供を行うことにより、障害者及び要介護認定者の自立支援・社会参加等、障害者及び要介護認定者の福祉増進を図ることを目的とする。

(三七) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字六ノ割三八五―三、三八五―四、三八六―三、三八六―四、三八七―四、三八七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一―八八

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則

都窪郡早島町前潟三八六

佐藤 敏雄

三 許可番号

岡山県指令建指第八六号

申請の取下げがあったので、特定非営利活動法人の設立認証の申請(平成二十年

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

(三六) 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証の申請があった。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

(三七) 次の者に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字六ノ割三八五―三、三八五―四、三八六―三、三八六―四、三八七―四、三八七―五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一―八八

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則

都窪郡早島町前潟三八六

佐藤 敏雄

三 許可番号

岡山県指令建指第八六号

〔三六〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字六ノ割三八五―三、三八五―四、三八六―三、三八六―四、三八七―四、三八七―五

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（岡山県土木部都市局建築指導課）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一―八八

積水ハウス株式会社

代表取締役 阿部 俊則

都窪郡早島町前潟三八六

佐藤 敏雄

五 許可番号

岡山県指令建指第八六号

〔三四〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に備前県民局長に申し出ることができる。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

一 申請者

児島湾土地改良区理事長

二 地区名

山ノ奥上池（小規模ため池補強事業元利償還助成（ため池改修）事業）

錦岡1樋門（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

錦沖4南（ ）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成二十年八月十五日から平成二十年九月五日まで

五 縦覧の場所
備前県民局農林水産事業部

〔三五〕 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、土地改良区清算人の退任の届出があった。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

一 土地改良区の名称

美作町土地改良区

二 退任清算人

退任清算人氏名

高田 紀康

濱田 大生

浅野 健二

則本 衛

中原 一郎

中村 長命

久安 哲男

板垣 朋芳

岡田 紀

山本 建一

赤堀 泰基

倉内 郁男

横尾 正等

横尾 幹夫

水嶋 龍雄

水嶋 康雄

井上 正和

住 所

美作市明見五一〇

豊国原二七七

榎原中一四八―四

中尾一一八八

上相二七五―二

中尾五二八

北山九一五

六九四

豊国原二四〇

明見三一

榎原中三一〇

榎原上九六八

八八九

榎原下四九六

二六九

六〇九

〔三六〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館の建物共済事業及び水力発電用機械損害共済事業に係る平成十九年度の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

一 建物共済事業

共済基金分担金その他収入

災害共済金その他支出

期末正味財産

1,827,378,383円

957,302,486円

22,599,782,275円

2 水力発電用機械損害共済事業
 共済基金分担金その他収入
 災害共済金その他支出
 期末正味財産

766,962,135円
 221,952,028円
 6,872,270,107円

(三七) 国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	平成十九年六月 平成二十年七月	新見市 地籍図及び 地籍簿	金谷の 一部、 西方の 一部	平成二十年八月七日
岡山市	平成十八年七月 平成二十年三月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	御津伊田の 一部	平成二十年八月七日
岡山市	平成十八年四月 平成二十年三月	岡山市 地籍図及び 地籍簿	御津中泉の 一部	平成二十年八月七日

(三六) 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成二十年八月十五日

岡山県知事 石井正弘

- 一 意見の対象となった届出
 - 平成二十年岡山県公告第百八十九号で公告された大規模小売店舗の新設
- 二 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) 山陽マルナカ宇野店
 - 所在地 玉野市築港五丁目五九六七―一ほか
- 三 意見の概要
 - 1 市町村から聴取した意見
特になし
 - 2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見
なし
- 四 縦覧の期間及び場所
 - 1 縦覧の期間
平成二十年八月十五日から平成二十年九月十五日まで

2 縦覧の場所
 岡山県産業労働部経営支援課